

— リサイクル・エブリシング 廃棄物『0』社会を目指して —
一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合
設立趣意書

起草者 山口 敏夫
衆議院議員・労働大臣(経歴)

循環型社会形成推進のために、ここに、「日本リユース・リサイクル回収事業者組合」を設立します。

私たちは、“リサイクル・エブリシング廃棄物0社会を目指して”をモットーに、リユース・リサイクル事業の先兵として、排出される製品の「正しいリユース・リサイクル」に、努めます。その際、地域住民の理解と協力を得ることを最優先します。

我が国は、平成12(2000)年に「循環型社会形成推進基本法」を成立させ、国内での資源の循環・活用政策への積極的な取り組みをスタートさせました。

この間、各種リサイクル法も整備し、最新の「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」の施行を以て、一応の法整備が出来ました。

しかし、現状を見ると多くの課題・問題点が浮かび上がってきます。

政府の姿勢は、従来の廃棄物行政の延長線上に安住し、新しい時代のニーズに的確に答えていません。

本会は、最高裁判決の「総合判断説」(平成11.3.10)が、関係省庁・関係業界・関係団体に、正しく理解・共有され、循環型社会形成を一層推進させ、また、リユース・リサイクル回収事業者の生活権・職業選択の自由を守るため結成されました。

本会の今後の活動として、すでに先進国においても採用され、我が国でも、平成10年7月政府規制緩和委員会が「固形一般廃棄物(ゴミ)に係る区市町村の処理責任を外して、誰もが自由に参入出来る届出制に変えるべき」との方針に沿い、循環資源の回収に関わる事業の許可・委託など「自由に参加できる、入札制届出制」の実現を目指し、政府・自治体・政党・関係団体に働き掛け、インターネット業界有志らと共に循環型社会形成の国民運動を展開します。

本会に参加する会員は「会員資格」を順守し、リユース・リサイクル回収事業者として、真摯に生業に取り組まれることを期待します。

現状と課題・問題点

政府は、リユース・リサイクル回収を生業とする事業者を、廃家電・一般廃棄物の違法・不法業者と決めつけ、「使用済み家電製品の該当性の判断について（通知）」を発出し、チラシ・ポスター・広告・動画でアジテートな宣伝を行い、トラック型回収・チラシ型回収・web 宣伝型回収を、**空き地型回収**と同列に位置づけ「重大な犯罪行為」を行っていると言伝しています。これは、「小型家電リサイクル法」の本法・附帯決議をも逸脱した行為です。

政府・環境省が指摘していることは

1. 回収事業者が不用品・廃棄物を違法回収、不法投棄していること
2. 無料と宣伝しているのにトラックに積み込んだあと料金を請求していること
3. 回収したものを不適切な処理業者へ引渡し環境汚染を助長していること
4. 暴力団関係者らを背後に持つ回収事業者の不適正処理、不正な金品受領が横行していること
5. 一般廃棄物の無許可回収、特定家庭用機器適正処理の法令違反等々です

しかし、こうした悪質な不用品・廃棄物回収事業者は、司直の対象となるべき一部の特定事業者であって、多くの事業者は、リユース・リサイクル回収事業者として地域社会に馴染み、顧客との信頼関係を構築しつつ

1. 使用済み製品の再使用及び再生利用の促進のため、不用品の削減に務めていること
2. 地域住民や小売業者等の要望、ニーズに合わせた回収サービスを行っていること
3. 行政サービスの行き届かない社会的弱者や高齢者の手助けとなっていること等です。

行政は、リユース・リサイクル回収事業者に対し、法治国家の起点に立ち、社会通念上の観点からも生活権を認めるべきにも拘らず、一方的に違法・不法行為者と決めつけているため、不用品・廃棄物業界・関係団体との間に相互不信・相互対立が“憎”幅しています。

このままでは、激増が予想される **E-Waste** の回収が制約され、リユース・リサイクルが停滞するおそれがあります。国際的にも、**3R** 推進を掲げる我が国の国策が齟齬を来たすことになり兼ねません。

国の成長戦略の中に、こうした静脈産業を位置づけ、資源循環・雇用確保を図ることは、国益にも資すると確信しております。